

令和8年度 岡谷市育英資金奨学生募集要綱

(医師を養成する課程)

岡谷市では、医師を養成する大学へ就学する学生に対して、奨学金を貸与します。

令和8年度の奨学生を、下記のとおり募集いたしますのでご利用ください。

1. 申込資格

学校教育法による大学（医師を養成する課程に限る）の学生で、次の要件を備えている方

- (1) 岡谷市に生活の本拠を有し、引き続き1年以上居住していること又は居住していたこと
- (2) 成績が優秀であること
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構その他の団体から別に学資等の貸与を受けていないこと

2. 奨学生採用

選考は、人物、健康、学力、家計について基準に照らして行い、予算の範囲内で採用を行います。

3. 貸与額

(1) 入学準備金 <u>(初回のみ)</u>	国公立 600,000円 以内
	私立 1,200,000円 以内
(2) 奨学金	国公立 100,000円 以内
	私立 200,000円 以内

4. 貸与条件

- (1) 利子 無利子とする。
- (2) 貸与期間 その学校における正規の就学期間内
- (3) 貸与方法 年4回（3ヶ月分）に分けて、指定口座に振込みます。
(入学準備金については初回に合算して振込みます)

5. 申込方法

- ・下記の①～⑤の提出書類について、記入の上、各1通ずつご提出下さい。

提出書類	記入における注意事項等
① 奨学生願書（様式第1号）	<ul style="list-style-type: none">・「家族構成欄」には就学等により市外に居住している兄弟・姉妹も含め、同一世帯に属する方は全て記入して下さい。・「年齢、学校名及び学年」は<u>令和8年4月1日現在（見込）</u>で記入して下さい。・「育英資金希望の理由欄」には奨学金を希望する理由をできるだけ詳細に記入し、経済情勢等により大幅な収入減がある場合には具体的に記入してください。・選考会資料の作成時に市民税等の未納がないかを確認するため、「<u>データ閲覧の同意印</u>」箇所に必ず押印して下さい。

5. 申込方法（つづき）

提出書類	記入における注意事項等
② 奨学生推薦調書(様式第2号)	・ご出身の学校において、高等学校の成績を記入してもらつて下さい。
③ 健康診断書	・医師が証明したもの又は在学校にある生徒健康診断書の写し ・医療機関を受診される場合は別紙を使用してください。
④合格通知書（写し）又は在学証明書	・進学の方は、合格通知書の写しを、在学中の方は在学証明書を添付してください。
⑤作文【直筆のみ可】 (400字詰原稿用紙2枚程度)	・進学するに当たって（在学中の方は就学中に当たって）、将来の夢や現在の決意等をテーマにしてください。

- 用紙は市役所2階 教育総務課 及び 市内4中学校、諏訪郡内の高等学校にあるほか、岡谷市のホームページよりダウンロードできます。

市のHPは
こちらから▶



6. 申込期限

奨学生（令和8年度貸付開始）の募集は令和8年3月31日（火）までとします。

なお奨学生の採用は、令和8年4月下旬に開催される選考委員会により決定するため、初回の貸付は令和8年5月下旬頃になります。

7. 償還方法

- 卒業して半年後から、下記に示す期間内に月賦等により償還をしていただきます。
- なお、償還を延滞したときは、日数に応じ、年10.95%の割合による延滞利息を徴収させていただきます。

区分	償還期間	償還月額（目安）
入学準備金	7月（6年）以内	8,400円
		16,700円
奨学生	270月（22年6か月）以内	26,700円
		53,400円

※収入に連動した償還方法（卒業後の収入が少ない時期については償還額を減らし、段階的に償還額を増加）も可能です。

8. 償還猶予

- 医学部を卒業し、10年以内に市内の医療機関において、医師として業務に従事する意思がある場合は卒業後10年が経過するまで償還猶予することができます。なお、卒業後10年を超えた場合も継続して市内医療機関に従事している間は償還猶予されます。

9. 償還免除

①全額免除について

医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けた後、医学部卒業後10年以内に市内の医療機関で医師として従事し、奨学生の貸与期間（*）と同一期間、従事

した場合は貸付額の全額の返済を免除します。なお、市内の医療機関で臨床研修を受けた場合は、その臨床研修の期間を「市内の医療機関において従事する期間」に含めることができます。

* 貸与期間…入学準備金の貸与を受けた場合は貸与期間に6か月を加えた期間

②一部免除について

市内医療機関で医師として従事した期間が奨学生の貸与期間に満たない場合は貸与期間と市内の医療機関に従事した期間（月数）で按分した額について、一部免除します。

10. その他

- ・奨学生の採用が決定した後には、連帯保証人（父母等）及び保証人（岡谷市内に居住し、かつ、相当の資力を有する独立した生計を営む成年者）が必要となります。
- ・保証人が市外に転出された場合や何らかの理由により欠けた場合には改めて別の方を保証人として推薦していただくことになりますので、ご承知ください。
- ・提出していただいた書類等は返還しませんので、必要に応じて、コピーをお取りください。

11. 申し込み・問い合わせ先

〒394-8510 岡谷市幸町8番1号

岡谷市教育委員会 教育総務課（担当 渡辺） 電話 0266-23-4811（内線1211）まで